

17 年度重点計画事項

(横断的制度整備等)

1 市場化テストの速やかな本格的導入

(1) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法) 案」の第 164 回国会への提出

「民間にできることは民間に」を具体化し、「簡素で効率的な政府」を実現するため、市場化テストの本格的導入は喫緊の課題である。

このため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」(平成 17 年 6 月 21 日閣議決定) 等を踏まえ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法) 案」を第 164 回国会に提出した。(市場ア)

(2) 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入等

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)」に基づく市場化テストの速やかな本格的導入に向けて、以下のとおり所要の措置を講じる。

なお、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法) 案」の成立までの間においては、同法に基づき設置される「官民競争入札等監理委員会」の必要な機能は、規制改革・民間開放推進会議が実施するものとする。

また、これまでに提出された民間提案のうち、以下に掲げられている業務以外についても、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、引き続き、市場化テストの本格的導入の対象とすることにつき検討を行う。(市場ア d)

社会保険庁関連業務

社会保険庁は、国民年金、厚生年金保険等の適用(加入、保険料減免等)、徴収、年金相談、給付、情報管理等を行う等、社会保険運営の根幹に関わる重要な役割を担うことが期待されている。

しかしながら、保険料徴収、事務・事業における効率化等に十分なインセンティブが働かず、近年国民年金保険料の納付率が低迷しており、平成 16 年度においては、63.6%となっている。また、厚生年金等の未適用事業所数については、実態把握がされていなかった。その上、効率的な人員の再配置がなされていない運営実態や、窓口サービスの低下、安易な保険料の使用、不祥事等、数々の問題が起こっている。

一方、今後、更なる少子高齢化の進展が見込まれる中で、財政状況も更に厳しく

なることが予想されている。国民の社会保険制度の持続性に対する不安感が高まっており、加えて、その実務を担う社会保険庁に対する不信も増大している。

このような中で、国民年金を中心に徴収率を短期的に向上させ、国民の社会保険に対する不公平感を払拭するとともに、コスト効率よく適正なサービスの提供を行うことが急務である。

それには、上記のような多大な課題を抱える社会保険事業を、民間を活用することで、適正かつ透明で効率的な運営へスピード感をもって変革する必要がある、社会保険庁の在り方やその業務について抜本的な見直しが不可欠である。

現在、社会保険庁の業務・組織の両面について全般的な改革を進めている中、国民年金保険料の収納率についても平成 18 年 1 月末現在、前年同期比 2.9%の改善がみられたところである。他方、厚生労働大臣主宰の「社会保険新組織の実現に向けた有識者会議」が昨年 9 月に取りまとめた「業務改革プログラム」においては、新組織発足時における業務改革の到達目標として「国民年金保険料収納率 80%」を目指した取組を推進することが示されている。

これらを目指した取組を推進するため、社会保険庁改革の一環として、市場化テストの速やかな本格的導入を図る。

したがって、以下について早急に実施する。

なお、市場化テストの本格的導入に当たっては、民間事業者が入札に参加する上で必要十分な情報開示を行う観点から、いわゆるデュエリジェンス（定量的・定性的な情報開示、現場の開示、質問への返答など）を可能とするものとし、下記ア及びイに記載する各事業においても、その趣旨を踏まえ、こうした情報開示を徹底する。

ア 国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入

（ア）国民年金保険料収納事業への市場化テストの本格的導入

社会保険庁改革の一環として、民間の創意工夫の活用等により国民年金保険料の収納率の向上と効率化等を図るため、国民年金保険料の収納事業に関し、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が第 164 回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを実施し、平成 19 年度に速やかに落札者による国民年金保険料収納事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、複数年度（3 年程度以上）にわたる契約期間を対象とす

る。(市場イ c) また、当該市場化テストに基づき受託した民間事業者がその業務を円滑かつ効率的に遂行し収納率を向上させる観点から、受託事業者が社会保険庁長官に対し、納付を拒絶した被保険者につき要請を行った場合には、社会保険庁長官は、収納の費用対効果を勘案する客観的かつ合理的な要件の下に、速やかに、最終催告状の発出以降の強制徴収の手続に移行するよう措置する。(市場イ d)

市場化テストは、官自身が直接実施する業務プロセスについても見直しの契機となることを認識し、上記市場化テストに基づく事業の実施状況を見つつ、将来的には、全国の社会保険事務所における国民年金保険料収納事業を市場化テストの本格的導入又は民間開放の対象とする。その際、免除対象者の発見に努めつつ、督促状の発出による時効の中断を始めとする強制徴収手続を迅速かつ厳正に行うものとし、市場化テストの対象とする国民年金保険料収納事業について、民間の創意工夫の活用等により、国民年金保険料の収納率の向上と効率化等を一層推進する観点から、事業の実施状況も踏まえつつ、その充実につき更に検討する。(市場イ e)

(イ)「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」における特例規定の整備

国民年金保険料収納事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間で競争条件を均一化する等の観点から、国民年金法(昭和34年法律第141号)等に係る所要の特例規定を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」において整備した。(市場ア a)

イ 来年度における市場化テスト事業の拡大等

(ア) 国民年金保険料収納事業の対象箇所数の拡大

本年度、5箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、来年度は、35箇所に拡大する。(市場イ b)

(イ) 厚生年金保険等の未適用事業所に対する適用促進事業の対象箇所数の拡大

本年度、5箇所の社会保険事務所で実施している本件事業について、来年度は、104箇所に拡大する。

本件事業の成果を生かし、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、段階的に全国の社会保険事務所における本件事業について市場化テスト・民間開放を実施する。(市場イ b)

(ウ) 年金電話相談センター事業

本年度、2箇所の年金電話相談センターで実施している本件事業について、来年度も継続して実施する。

将来的には、国民・被保険者にとって望ましい総合コールセンター等を整備することとし、その上で、民間の創意工夫の活用等により、事業の成果の向上と効率化等を一層推進する観点から、市場化テスト・民間開放を実施する。(市場イ b)

ハローワーク関連業務

ア 「人材銀行」事業、「キャリア交流プラザ」事業、「求人開拓」事業への市場化テストの本格的導入

(ア) 「人材銀行」事業への市場化テストの本格的導入

「人材銀行」は、ハローワークの無料職業紹介事業を補完するため、公務員が管理職や専門・技術職に特化した無料の職業紹介サービスを行うハローワークの機関であり、全国に12箇所設置されている。

このうち、東京を含む3箇所について、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が第164回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による「人材銀行」事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3年程度にわたる契約期間を対象とする。(市場イ a)

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況(サービスの質や効率性等)を官が直轄で実施する他の「人材銀行」事業と比較しつつ、「人材銀行」の職業紹介事業に関する市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。(市場イ b)

(イ) 「キャリア交流プラザ」事業への市場化テストの本格的導入

「キャリア交流プラザ」は、求職者(特に管理職経験者や技術者)に対する就職支援事業(キャリア・コンサルティングの実施やセミナーの開催等)を実施するハローワークの組織であり、全国に15箇所設置されている。

このうち、8箇所について、求職者に対して無料の職業紹介事業を含む一連

の幅広い就職支援に関わる事業を行う施設の運営を対象とした市場化テストを本格的に導入する。

このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が第 164 回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による「キャリア交流プラザ」事業が実施されるよう措置する。

当該市場化テストは、原則として、効率化に向けて設備やスキルの構築への投資が行えるように、3 年程度にわたる契約期間を対象とする。（市場イ c）

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「キャリア交流プラザ」事業と比較しつつ、市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。（市場イ d）

（ウ）「求人開拓」事業への市場化テストの本格的導入

各ハローワークの求職動向を踏まえた「求人開拓」事業（5 地域）について、市場化テストを本格的に導入する。

このため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が第 164 回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による「求人開拓」事業が実施されるよう措置する。（市場イ c）

上記事業について民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営状況（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の「求人開拓」事業と比較しつつ、雇用失業情勢に応じ市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する。（市場イ d）

（エ）「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」における特例規定の整備

「人材銀行」事業及び「キャリア交流プラザ」事業に関する市場化テストにおいて、官と民との間の競争条件を均一化する等の観点から、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に係る所要の特例規定を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」において整備した。（市場ア b）

イ 来年度における市場化テスト事業の実施

（ア）「キャリア交流プラザ」事業

本年度、5箇所で開催している本件事業について、来年度も継続して実施する。(市場イ b)

(イ)「若年者版キャリア交流プラザ」事業

本年度、1箇所で開催している本件事業について、来年度も継続して実施する。(市場イ b)

(ウ)「求人開拓」事業

本年度、3地域で開催している本件事業について、来年度も継続して実施する。(市場イ b)

統計調査関連業務

統計調査関連業務については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)」において、「統計調査の实地調査、集計等の事務については、民間に対し統計調査員と同程度の守秘義務を法律上又は契約上課し、統計調査について複数の民間に委託するような場合に受託者間で調査のレベルに差が出ないように調査方法等のマニュアルの整備を図ること等により、統計の質の維持・向上を図りつつ、原則として民間開放を推進すべきである」旨が閣議決定されており、これを着実かつ速やかに実施する。(市場イ)

上記3か年計画に基づき、平成18年度において、企業を対象とする小規模な統計調査(「科学技術研究調査」及び「個人企業経済調査」(いずれも指定統計調査))について試験調査等を実施する。(市場イ a)

指定統計調査を対象とする市場化テスト・民間開放の検討に当たっては、実査の主体(国・地方公共団体/民間事業者)や調査方法(調査員調査/郵送・インターネット調査)の違いによって結果精度等にどのような影響があるか等をあらかじめ具体的に検証することが有益であり、上記試験調査等は、このような結果精度等への影響の比較・分析等により、指定統計調査全般に関し、企画を除く調査の実施にかかわる業務を民間に包括的に委託すること(民間開放という。)に関して、どのような弊害が生じ得るか、それに対しどのような防止措置を講ずればよいかについて検討し結論を得ることを目的とする。

総務省は、試験調査等の実施に当たっては、企画・制度設計の段階から、調査結果の検証・評価に至るまで、規制改革・民間開放推進会議と密接に連携を図りつつ、これを進める。(市場イ b)

統計の正確性・信頼性の確保、報告者の秘密保護を前提として、上記2つの指定統計調査については、試験調査等の結果を踏まえ、遅くとも平成19年度までに市場

化テスト・民間開放を実施する。(市場イ c)

また、関係府省は、その他の指定統計調査について、上記の試験調査等の結果を活用しながら、市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を速やかに推進する。

その一環として、総務省は、同省所管の上記の2指定統計調査以外の全ての指定統計調査について、平成19年度までに(平成19年度に指定統計調査が実施されないものについては、平成19年度以降で調査時期が到来次第順次)市場化テスト・民間開放を実施するため、規制改革・民間開放推進会議との連携の下、遅くとも平成18年度前半までに、そのための計画を策定する。(市場イ d)また、総務省は、他府省所管の指定統計調査等に係る市場化テスト・民間開放を促すため、ガイドラインの改定等所要の措置を速やかに講ずる。(市場イ e)

また、独立行政法人統計センターの業務については、業務の種類、性格、専門性等を勘案しつつ、業務運営の一層の効率化の観点から、市場化テスト・民間開放の実施に向けて、平成18年度前半を目途に必要な方策を検討し結論を得る。(市場イ f)

行刑施設関連業務

現在、全国には59箇所の刑務所が設置されており、被収容者の収容及び処遇を行っている。近年、被収容者数は増加傾向の一途を辿っており、限られた刑務官への過剰負担や保安事故の増加等の問題が生じている。

このため、刑務所機能の維持向上を図りつつ、より効率的に業務を行うことができるよう、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、一定の業務について民間開放を進めてきたところである。

本年度には、2箇所の刑務所で市場化テストのモデル事業を実施しており、また、PFI制度及び構造改革特区制度を用い、民間活力を活用した刑務所の整備等も進めているところである。

民間事業者の創意工夫による業務の効率化や、民間事業者の参入による行刑施設の透明性の確保等、民間活力を活用した行刑施設の適正な運営を実現する観点から、本年度実施している市場化テストのモデル事業(宮城刑務所、福島刑務所及び福島刑務支所における庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、窓口受付等の施設の警備や受刑者の処遇に関わる補助事務)の結果を踏まえつつ、平成18年度において、これらの事業を継続して実施する。

また、PFI制度及び構造改革特区制度を用いた先駆的取組である「美祢社会復帰促進センター整備・運営事業」等の実施状況を勘案しつつ、民間開放の対象の拡大等を更に検討し推進する。(市場イ b)

地方公共団体が実施する業務

国における行財政改革の必要性が叫ばれる中、地方公共団体においても行政サービスの更なる効率化や、地方財政の改善の必要性が強く指摘されている。特に、平成19年度をピークとして、いわゆる団塊の世代に属する職員が大量に退職していくことに伴い、現行の行政サービスの水準を維持向上しつつ、財政負担を軽減していく必要性が高まるものと予測されることから、今後、こうした行政サービスの質の維持向上や効率化をいかにして果たしていくかが喫緊の課題となっている。

いわゆる、「三位一体改革」の進展によって、地方公共団体の自立性が高められていくことに伴い、意識の高い地方公共団体がこれまで以上に各業務の内容を精査し、そのサービス水準の質を維持向上させるとともに、その効率化を図っていく観点から、市場化テストを始めとする各種手法を用いて、民間開放を積極的に進めていくことが予測される。

こうした地方公共団体の動きを支援するため、規制改革・民間開放推進会議が提言した『『小さくて効率的な政府』の実現に向けて』（平成17年9月27日）においても、「先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施する場合に必要な規制の特例措置についても、所要の措置を講じる」旨、明らかにされているところであり、また、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）においても同趣旨の内容を盛り込んでいるところである。

これらを踏まえ、今後、地方公共団体が市場化テストを含む民間開放に積極的に取り組むことができるよう、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」に現行法に関する特例措置を整備する等、必要な環境整備を講じていく。

地方公共団体の窓口業務（地方公共団体がその本庁、出先事務所その他の場所において、住民票の写しその他の公的証明書の交付に関する申請等の受付・受理やこれら文書の交付・引渡等を行う業務をいう。）については、補助的な業務を除き、基本的に地方公共団体の職員によって実施されている。このため、住民の利便性を高めるための取組（窓口業務の対応時間の延長や休日対応など）を実施するためには、常勤職員のローテーション勤務や非常勤職員の採用などにより対応せざるを得ないことなど、住民サービスの質の向上やコストの効率化の観点から、限界があるとの指摘がある。

こうした現状を踏まえ、窓口業務の住民にとっての利便性の向上とコストの効率化等を実現するため、下記の業務について、地方公共団体が市場化テストを自発的に実施する場合に、これを可能とするため、関係法律に関する特例措置を「競争の導入により公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」において

整備した。その際、個人情報保護にも十分に配慮した仕組みとした。

ア 戸籍法に基づく戸籍謄本等の交付の請求の受付及びその引渡し

イ 外国人登録法に基づく登録原票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

ウ 地方税法に基づく納税証明書の交付の請求の受付及びその引渡し

エ 住民基本台帳法に基づく住民票の写し等の交付の請求の受付及びその引渡し

オ 住民基本台帳法に基づく戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及びその引渡し

カ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及びその引渡し（市場ア c）

上記以外の地方公共団体の業務についても、今後、地方公共団体や民間事業者の提案等も踏まえつつ、市場化テストが可能な業務があるかについて検討を進め、結論が得られたものについて、逐次、必要な措置を講じる。（市場ア d）

独立行政法人関連業務

独立行政法人関連業務について、以下のとおり所要の措置を講ずる。

また、独立行政法人関連業務については、以下に掲げられている法人・業務以外についても、「民間にできることは民間に」という基本方針の下、「政策金融改革の基本方針」（平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議）を踏まえた独立行政法人の金融業務の見直しを含め、速やかに検討を行うとともに、公共サービスの効率化・質の維持向上を実現する観点から市場化テストを活用することにつき、速やかに検討を行う。（市場ウ）

ア 科学技術振興機構

独立行政法人科学技術振興機構は、新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図ることを目的としている。

同機構が運営している「日本科学未来館」については、同機構は、自らが行っている基礎研究の成果や、科学技術基本計画に基づく重点 4 分野の研究成果等に関連する事業を企画立案し、これを実施することによって、科学技術と社会とのコミュニケーションの活性化を目指した情報発信などを行っており、非常に有意義な事業である。これは、館長がイニシアチブを発揮する環境があつてこそ可能となる。しかし、その業務の実施に当たっては、特殊法人等整理合理化計画等でも民間委託の拡大等を通じた更なる経営効率化についての指摘がなされているところである。

したがって、当該施設には多額の公費が投入されているが、これがどのような

政策的な効果をあげているかどうかについて、定性的な評価に加え定量的に測定する方法についての検討を行う。また、今後も引き続き市場化テストの可能性についての検討、民間委託の拡大に努めるとともに、競争入札の導入等により、業務をより効率的に事業を推進する。(市場ウ a)

なお、同機構は、文部科学省が行う科学技術振興調整費の審査事務・執行事務の一部(新規課題の公募の受付、一部の審査・評価ワーキンググループの運営、課題管理等)を受託している。競争的研究資金の在り方については、特定の研究に資金が集中・重複する傾向の是正や、費用対効果の明確化を特殊法人等整理合理化計画等でも求められているところである。

したがって、科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、当該研究費を受けて行われる研究の審査・事後評価に関して、公的資金に見合う社会経済的な効果が得られるかどうか、あるいは実施済みの研究についてそのような効果が得られたかどうかを検証するための、より公正性・透明性の高い、反証可能性のある厳正な枠組みの構築を図る。今年度から、総合研究に関する5年後の追跡評価を試行的に行っているところであるが、そのような取り組みを一層促進し、広く社会経済的な効果の計測につなげるとともに、その範囲を更に広げていく。(市場ウ b)

科学技術振興調整費のような基礎的な研究は社会にもたらす効果が間接的・拡散的で、しかもそれを見定めるために長期間を要するという特徴はあるが、それゆえに一層の効率的で科学技術の振興に寄与する資金配分を助長するため、厳正な審査・評価体制を早急に構築する必要がある。国家資金たる巨額な経費の配分にあたる審査者・評価者については、プログラムの趣旨を踏まえた審査・評価の視点に配慮しつつ、審査・評価等を行う審査・評価者にふさわしい卓越した学識(研究業績等)や判定能力を保持していることの根拠について、博士学位の取得、評価の定まった十分な質・量の研究業績等を踏まえて厳正な審査を行った上で、審査・評価の依頼をする。

いずれにせよ、審査・評価については、事後的に第三者が審査者・評価者の資質・能力・適正を厳格に判定できる仕組みとする。

併せて、優れた研究者・技術者等の協力を得ながら、より質の高い審査・評価の体制を構築する。(市場ウ c)

また、科学技術振興調整費においては、事務処理が煩瑣ではないかという指摘があることをも踏まえ、執行事務の改善を行うとともに、業務の効率化を図るための検討も行う。(市場ウ d)

イ 日本学生支援機構

当該法人は、旧日本育英会や旧財団法人日本国際教育協会などが統合され、教育の機会均等に寄与する学資の貸与や留学生の交流の推進等を目的とした事業を実施することを目的として、平成 16 年 4 月に設立された独立行政法人である。

当該法人が実施している奨学金業務については、政策金融機関類似の業務であり、平成 18 年度中に「政策金融改革の基本方針」(平成 17 年 11 月 29 日経済財政諮問会議)を踏まえ、市場化テストを活用することも含め、独立行政法人の融資業務の見直しの検討を行う。(市場ウ a)

また、奨学金の回収業務の一部を中心として民間事業者の活用が進められ、効果をあげていることを踏まえ、政策金融業務全般の見直しと平行して、奨学金貸与事業のその他の業務に対象範囲を広げることも検討しつつ、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれる業務の民間開放を一層推進する。(市場ウ b)

さらに、留学生支援事業のうち、留学生会館の管理・運営については、現在、財団法人日本国際教育支援協会への包括的な委託が行われているが、事業者の選定基準を抜本的に見直し、競争入札の導入等により、その改善を図る。(市場ウ c)

上記について、検討し、平成 18 年度中に結論を得る。

ウ 雇用・能力開発機構

(ア)「アビリティガーデン」における職業訓練事業への市場化テストの本格的導入

「アビリティガーデン」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)について、本年度実施中の事業を来年度も継続して実施する。(市場イ b)

また、業界共通型の在職者訓練であって開発・試行実施終了後一定期間が経過した 12 コースのうち、6 コースについて、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が第 164 回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成 18 年中に実施し、平成 19 年 4 月から落札者による職業訓練事業が実施されるよう措置する。(市場イ c)

(イ)「私のしごと館」における体験事業への市場化テストの本格的導入

「私のしごと館」(独立行政法人雇用・能力開発機構の設置・運営する施設)における体験事業のうち、業界団体や伝統工芸団体等の協力により実施している職種以外の職種(「私のしごと館」が自ら実施している職種)の 5 職種に関する体験事

業について、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）案」が第164回国会で成立したあかつきには、原則として、同法に基づく市場化テストを平成18年中に実施し、平成19年4月から落札者による体験事業が実施できるよう措置する。（市場イ d）

（ウ）雇用促進住宅の速やかな処理

雇用促進住宅については、閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、必要に応じて民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止する。雇用促進住宅については、当初、移転就職者用の宿舍として整備されたが、その後、「職業の安定を図るために宿舍の確保を図ることが必要であると公共職業安定所長が認める者」に対象を拡大して全国で整備が推進され、現在では、移転就職者は約2割にとどまり、実態は公営住宅法にいう「住宅に困窮する低額所得者」に該当しない世帯も入居している状況にある。

また、国家公務員や地方公務員など制度の本来の趣旨に合わない者にまで市場家賃と比べて格安での入居を認めてきたという実態がある。

このように、雇用促進住宅については、当初の設置趣旨から大幅に変更されるとともに、制度の趣旨から疑問のある運用もあり、また、内閣の意思として閣議決定された平成13年の特殊法人等整理合理化計画において、明確に「現に入居者がいることを踏まえた早期廃止のための方策を検討し、できるだけ早期に廃止する」と明記されているにもかかわらず、現時点において具体的な処分計画等は示されておらず、これまでの対応には不十分なものがある。

したがって、雇用促進住宅の事業廃止までに、30年をかけるという考え方は撤回した上で、以下につき、18年度中に検討し、結論を得る。（雇用オ a）

現在、雇用促進住宅については、老朽化し、又は機能的に陳腐化しているものもあり、これらの建物の資産価値は極めて低く、賃貸による運用によって適切な収入を確保することは困難な場合もある。このため、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながらできるだけ早期に譲渡・廃止する。具体的には、従来の地方公共団体等への譲渡という方法に加え、例えば、更地にすることを前提に、まず現在の普通借家による契約関係を解消し、速やかに跡地を民間等に一般競争入札で売却する。その際には、公営住宅等の入居基準を満たす入居者については、所在地の地方公共団体に協力を求め、当該団体が管理する公営住宅等への入居等を図る。生活保護世帯については、退去に伴い、別の住宅への入居に必要な住居費の給付としての住宅扶助制度の活用を図る。それら以外の入居者については、他の同等の所得の世帯の多くが民間賃貸住宅に市場家賃で入居していることとの衡平を勘案すれば、これまでに一定の受益をしてきて

おり、民間普通借家における正当事由制度や、それを前提とする立退き料の考え方以外の考え方がありうることから、移転促進のための適切な給付の基準を定め、借家契約の解約による明け渡しを求める。(雇用才 b)

また、土地の最有効使用に資する築年次の新しい住宅については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、例えば、建物を引き続き使用することを前提として、現在の普通借家関係を解消する等により、速やかに総収益を最大化するよう土地・建物全体を一体として、又は個別住居ごとに民間等に一般競争入札等により売却する。(雇用才 c)

いずれにせよ、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しながら、譲渡・廃止の完了までの間の総収益の最大化を図りつつ、閣議決定に従い現に入居者がいることを踏まえた上で、できるだけ早期に譲渡・廃止する。

併せて、国家公務員、地方公務員の入居については、雇用促進住宅の設置の本来の趣旨に合わないことから、入居停止等の適切な対応を図った。(雇用才 d)

加えて、現在、雇用促進住宅の管理・運営については、財団法人への委託が行われているが、当該財団法人への委託により、真に効率化が図られているかどうかについては、疑問が残るところであり、雇用促進住宅の事業廃止までの間の当該業務の委託については、民間事業者等の知見・ノウハウを活用しつつ、競争入札を導入することも含め検討し、真の効率化を図る。(雇用才 e)

エ 中小企業基盤整備機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構の組織である中小企業大学校では、中小企業の経営基盤を確保するため、中小企業の経営者・従業員等に対する各種研修事業を広く実施している。

同大学校では、施設管理や研修事業の運営について、民間委託を進めてきているものの、企画部門等を含めた包括的な民間開放の実施には至っていない。しかしながら、事業をより包括的に民間に開放することにより、民間事業者の創意工夫を通じ、コストの削減を図りつつ、真にユーザーのニーズに応えられよう、事業の質の維持向上を図ることが期待できるとともに、中期計画で求められている同機構のサービス向上に向けた経営資源配分の最適化に資する。

こうした観点から、来年度において、1箇所の大学校(分校)につき市場化テストを実施する。(市場イ a)

さらに、来年度の市場化テストの経験を踏まえつつ、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)案」が第164回国会で成立したあかつきには、中小企業大学校の研修事業において、同法に基づく市場化テストの導入について積極的に検討する。(市場イ b)

オ 航海訓練所

関係者で行われるニーズに合致した船員教育の在り方を検討する一環として、航海訓練所の業務について、当会議との密接な連携の下、市場化テストを含めた民間開放の実施に向けて積極的な検討を行い、平成 18 年度中を目途に結論を得る。

(市場ウ)

カ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構

今後、「民間にできることは民間に」という視点を基本としつつ、当該機構のすべての業務内容を精査し、その機能及び業務の在り方について、平成 18 年から議論を重ねる。(市場ウ)

2 官業の民間開放の推進

(1) 国が直接実施する事務・事業

放置駐車違反車両の移動・保管、パーキング・メーター等の保守管理

放置駐車違反車両の移動・保管については、警察署長のほか、全都道府県において、指定車両移動保管機関を指定しているが、現状においては、指定は公益法人(各都道府県の交通安全協会)に限られている。この指定車両移動保管機関を公益法人に限る合理的理由はないことから、新たな駐車法制の施行後の違法駐車の状態等も踏まえ、指定対象について営利企業を含む法人一般に拡大するとともに、複数指定が可能となるよう検討する。

なお、現在、放置駐車違反のレッカー等の諸経費が車の返還時までに徴収されていないケースもあり、放置駐車違反の一層の抑止の観点から負担金等の徴収方法についても検討する。【平成18年度中に検討開始、平成19年度中に結論】(運輸ア36a)

パーキング・メーター等の保守管理に関する事務は、道路における交通の安全に寄与することを目的として設立された公益法人であって、これらの事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者に委託することができることとされており、現在、公益法人(ほとんどの都道府県において交通安全協会)のみに委託されているが、現状においては公益法人に限る合理的根拠はなく、営利企業を含めた法人一般にまで拡大する。【平成18年度中に措置】(運輸ア36b)

なお、これらの業務をほぼ独占的に行っている交通安全協会については、従来から、同協会の会費徴収方法について批判があり、その適正化に向けて所要の措置を講ずる。【平成18年度中に措置】(運輸ア36c)

自衛隊地方連絡部が実施する援護業務等【平成18年度以降措置】

自衛隊地方連絡部において行われている自衛官の援護業務(再就職を希望する自衛官のための求人開拓等)については、現在、防衛庁において「就職援護業務に係る部外力活用に関する調査研究」が実施されているところであり、当該調査研究の結果も踏まえつつ、民間開放を推進する。

なお、自衛隊地方連絡部において行われている自衛官の募集業務については、現在、多数の自衛官が自ら実施しているところであるが、その更なる効率化について、諸外国の動向も考慮しつつ、一部に退職自衛官を活用することなども含め検討する。

(雇用力)

国家公務員試験の運営管理【平成 18 年度中に措置】

国家公務員の採用試験業務のうち、受験案内・申込書・受験票の印刷、受験申込書の記載内容の電算入力、多枝選択式答案(マークシート)の採点及び結果処理、合格通知書・採用候補者名簿の作製については、既に民間事業者へ委託されているが、業務の包括的な民間委託等も含め、更なる民間開放を推進するよう要請する。

(資格)

民間給与水準の調査業務【平成 18 年度中に措置】

人事院は毎年行う給与勧告に際し、民間の給与実態調査を都道府県市特別区人事委員会と共同で実施しているが、民間事業者への部分的な業務委託にとどまっていることから、業務の包括的な民間委託等も含め、更なる民間開放を推進するよう要請する。(教育工)

社会保険料のクレジットカード決済

ア 国民年金保険料【平成 17 年度中に結論、以降速やかに措置】

国民年金保険料の納付率向上に向けて納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、平成 17 年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。(金融才 27)

イ 国民健康保険料【平成 17 年度中に結論、以降速やかに措置】

国民健康保険料の収納率の低下、事業者の要請等を踏まえ、国民健康保険中央会において、平成 17 年 7 月にクレジットカード決済を含めた収納対策に関する専門的な検討を行う研究会(次世代国保収納システム研究会)が設けられたところであるが、平成 17 年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。(金融才 28)

ウ 介護保険料【平成 18 年度中に結論、以降速やかに措置】

介護保険料の納付手段の一層の多様化を図るべく、クレジットカード払いによる納付について、平成 18 年度中に結論を得て、速やかに所要の措置を講ずる。(金融才 29)

国税のクレジットカード決済【平成 18 年度中に結論】

国税の納付手段の一層の多様化を図るため、クレジットカード払いによる納付について、手数料負担の在り方等諸課題について検討し、平成 18 年度中に結論を得る。

(金融才 30)

(2) 独立行政法人

独立行政法人雇用・能力開発機構

< 「 1 市場化テストの速やかな本格的導入」に前掲 > (市場イ 、 市場ウ)

独立行政法人工業所有権情報・研修館【平成 18 年度中に措置】

工業所有権情報・研修館の業務は、平成 13 年 4 月設立時からの公報閲覧事業、審査・審判関係図書等整備事業、特許流通促進事業、相談事業、平成 16 年 10 月に追加された情報普及事業、研修事業、平成 18 年度に追加予定の情報システム事業と多岐にわたっているが、工業所有権情報・研修館の現在の業務全般について民間等との役割分担を明確化し、民間等で自立的に実施可能な事業については民間等に委譲することとするとともに、その他の事業についても民間開放を推進する。(基準ア (イ))

独立行政法人中小企業基盤整備機構

< 「 1 市場化テストの速やかな本格的導入」に前掲 > (市場イ)

独立行政法人国立美術館【平成 18 年度中に措置】

国立美術館については、既に清掃業務、会場管理業務、レストラン運営業務、情報案内業務等について外部委託を行ってきたが、今後とも質の高いサービスを低廉なコストでできるものがあるか検討しつつ、施設管理、展示設営業務などの業務の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託を一層推進する。

その際、平成 18 年度に開館する国立新美術館も含めた 5 館それぞれの特質等に留意するとともに、政府全体における民間開放・市場化テストに関する議論及びその実績や地方公共団体等における公立美術館の運営・管理の動向をも注視し、更なる質の向上のための検討や工夫を速やかに行う。(教育才)

独立行政法人国立博物館、独立行政法人文化財研究所【平成 18 年度中に措置】

国立博物館等については、既に清掃業務、会場管理業務、レストラン運営業務、

情報案内業務等について外部委託を行ってきたが、今後とも質の高いサービスを低廉なコストでできるものがあるか検討しつつ、施設管理、展示設営業務などの業務の効率化を図る観点から、民間委託の対象業務の範囲拡大や包括的委託を一層推進する。

その際、各博物館における特質等に留意するとともに、政府全体における民間開放・市場化テストに関する議論及びその実績や地方公共団体等における公立博物館の運営・管理の動向をも注視し、更なる質の向上のための検討や工夫を速やかに行う。(教育オ)

独立行政法人科学技術振興機構

< 「 1 市場化テストの速やかな本格的導入」に前掲 > (市場ウ)

独立行政法人日本学生支援機構

< 「 1 市場化テストの速やかな本格的導入」に前掲 > (市場ウ)

独立行政法人家畜改良センター【平成 18 年度中に措置】

家畜改良センターについては、業務の合理化・効率化の観点から全国にある牧場について集約化を図る。また、家畜の改良増殖・種畜配布業務や飼料用作物種苗の生産・配布業務等については既に地方公共団体や民間においても同種の事業が行われており、家畜改良センターにおいて真に行う必要のある事業範囲を明確化した上で、地方公共団体や民間に対する当該業務の開放を推進する。

その他、家畜改良センターで行う必要がある事務事業についても、牧場の運営に関する業務など民間委託による効率化が可能であり、民間で実施できるものについては民間開放を推進する。(農水ア 26)

独立行政法人林木育種センター【平成 18 年度中に措置】

林木育種センターについては、業務の合理化・効率化の観点から全国にある育種場、増殖保存園、育種技術園等における事務及び事業について見直しを図る。また、林木の新品種の開発については、地方公共団体においても業務が行なわれており、林木育種センターにおいて真に行う必要のある事業範囲を明確化した上で、地方公共団体に実施可能な業務を移管する。

その他、林木育種センターで行う必要がある事務事業についても、民間で実施できるものについては民間開放を推進する。(農水ウ)

独立行政法人農林水産消費技術センター【平成 18 年度中に措置】

農林水産消費技術センターについては、その検査・検定業務の合理化・効率化の観点から、肥飼料検査所及び農薬検査所と一体的に業務を行うとともに、地域センターについても合理化を推進する。

また、各種調査の実施業務等、専門性の低い業務については、民間委託による効率化が可能であり、民間で実施できるものについては民間開放を推進する。(農水ア 27)

自動車検査独立行政法人【平成 18 年度以降措置】

自動車の継続検査(いわゆる車検)については、約 70%は既に民間の指定整備工場において点検・整備と検査がセットで実施されている。

しかしながら、民間の指定整備工場において、検査のみを実施することは認められておらず、残りの約 30%については、自動車検査独立行政法人において検査が実施されているところである。

今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、所要の措置を講ずる。(運輸ア 37)

独立行政法人航海訓練所

< 「1 市場化テストの速やかな本格的導入」に前掲 > (市場ウ)

独立行政法人空港周辺整備機構

空港周辺整備機構は、空港の周辺地域において、空港周辺整備計画を実施する等により、その地域における航空機の騒音により生じる障害の防止及び軽減を図るとともに、生活環境の改善に資することを目的として、平成 15 年 10 月に設立された独立行政法人である。

当該法人は、前身の認可法人設立(大阪国際空港周辺整備機構については昭和 49 年、福岡空港周辺整備機構については昭和 51 年)以来今日まで、大阪国際空港及び福岡空港に係る移転補償業務や緑地造成事業を国から受託して行っているが、低騒音型機の導入や空港の運用の見直し等により騒音の発生を抑制し、騒音対策区域を見直すことはもとより、これらの業務・事業が開始以来既に 30 年を経ていることにかんがみ、騒音対策の大幅な縮小に向けて更なる見直しを図る具体策を平成 19 年度以降に検討し、平成 20 年度中に結論を出す。【平成 19 年度以降検討、平成 20 年度中に結論】(運輸ウ a)また、騒音対策の縮小に併せ、当該法人の業務及び組織についても見直す。

さらに、共同住宅事業については、特殊法人等整理合理化計画において閣議決定されているところに基づいて、民間事業者の知見を活用して 2 年以内に処分する。

【平成 17 年度中に措置済】(運輸ウ b)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

< 「 1 市場化テストの速やかな本格的導入」に前掲 > (市場ウ)

(3) 特別の法律により設立される民間法人 (特殊法人、認可法人)

高圧ガス保安協会【平成 18 年度中に措置】

現在、高圧ガス保安法の認定制度では、変更完成検査及び保安検査において自主検査が可能となっているが、変更完成検査においては、小規模な変更工事に限定して自主検査を認めている。今後、既存の運転設備の増・改築であって、保安管理上問題のないものについては、自主検査の対象範囲の拡充を図る。また、高圧ガス保安法に規定されている検査については、現行制度上全て民間開放されており、既に民間検査機関の参入が進んでいる。今後とも高圧ガス保安協会が民間検査機関では満たすことができない検査需要に適切に対応するなど、高圧ガス保安協会と民間検査機関との間で役割分担しつつ、更なる民間開放を推進する。(危険イ 、)

危険物保安技術協会

消防法においては、屋外タンクの貯蔵所の検査に関する審査を危険物保安技術協会に委託することができることとされているが、その他の民間事業者における検査ノウハウの向上を図りつつ、危険物保安技術協会以外の民間検査機関の参入を促進する。【平成 18 年度以降措置】(危険工)

なお、消防法の認定制度では、自主検査結果の活用の範囲が限定されており、高圧ガス保安法のような自主検査が認められていない。したがって、事業者における自主保安の一層の推進を図るため、一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準・事後措置について、安全の確保を前提に検討する。その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。【平成 19 年度中を目途に検討・結論、引続き措置】(危険工)

日本消防検定協会【平成 18 年度中に措置】

消防用機械器具等の検定を実施する日本消防検定協会については、これまで、協会の業務独占を排除するため数次の法改正が行われており、平成 15 年の法改正では、指定機関制度から登録機関制度への移行が行われ、登録区分を 3 区分化することで限られた範囲の技術を有する機関であっても参入しやすい環境を整えるなどの民間

開放に向けた措置が講じられたところである。しかし、これらの民間開放に向けた措置にもかかわらず、平成 16 年の制度施行後も、未だ民間参入のない状況が続いている。

したがって、効率的・低廉なサービスの提供等を図る観点から、日本消防検定協会以外の民間検査機関の参入を促進するため、上記のような参入促進措置について周知を図るとともに、十分な知見や技術力を有すると思われる法人に積極的に働きかけを行う。(危険工)

社会保険診療報酬支払基金【平成 18 年度以降逐次検討・結論】

健康保険組合における診療報酬の審査・支払に関する事務については、従来、社会保険診療報酬支払基金に委託するよう通知により指導されていたが、現在当該通知は廃止され、健康保険組合自ら又は社会保険診療報酬支払基金以外の第三者の審査支払機関による診療報酬や調剤報酬の審査・支払が可能となっている。

したがって、健康保険組合から直接審査・支払についての具体的な要望が厚生労働省に寄せられた際には、その内容について速やかに検討・結論を出す。

また、オンライン請求などの IT 化の進展や、上述した支払基金以外の者による審査・支払の普及等に応じて、特定業務への特化を図るなど、支払基金の業務の民間開放についても推進する。(医療ウ)

日本電気計器検定所

電気計器の検定、変成器付電気計器検査については、昭和 61 年に指定検定機関制度が導入されて、一定の指定基準を満たす公益法人の参入が可能となり、さらに平成 13 年には指定基準から公益法人要件が削除され、能力があり、かつ検定を受ける者との利害関係の影響を受けない民間事業者について制度上は参入が可能となっている。

しかしながら、いまだに指定検定機関への参入がなされていないことを踏まえ、資本関係・人的関係など利害関係の影響を受ける範囲についてのガイドライン等を策定し当該範囲の明確化を図ることにより、適切な能力・ノウハウを持った民間の参入を促進する。その他計器についても同様に、利害関係の範囲の明確化を行う。

【平成 18 年度中に措置】(基準ア(オ) a)

また、更なる民間参入促進の観点から、現在行っている計量制度の見直しの中で、電気計器をはじめとした計量分野における検査・検定制度の在り方について総合的な検討を行う。【平成 18 年度中に検討・結論】(基準ア(オ) b)

軽自動車検査協会【平成 18 年度以降措置】

軽自動車の継続検査（いわゆる車検）については、約 60%は既に民間の指定整備工場において点検・整備と検査がセットで実施されている。

しかしながら、民間の指定整備工場において、検査のみを実施することは認められておらず、残りの約 40%については、軽自動車検査協会において検査が実施されているところである。

今後、更なる民間能力の活用を図るため、指定整備率の確実な一層の向上を図るべく、所要の措置を講ずる。（ 運輸ア 38 ）

日本小型船舶検査機構【平成 18 年度中に措置】

船舶に関する各種検査のうち、総トン数 20 トン未満の小型船舶については認可法人である日本小型船舶検査機構と（財）日本海事協会が国の代行機関としてほとんどの検査を行っている。これらの検査のうち中間検査については、登録機関制が導入されているが、現状では民間参入がなく、制度は活用されていない。また、型式承認を受けた量産品の検定についての登録検定機関は（財）日本舶用品検定協会のみである。

一方、民間能力の活用の観点から、整備認定事業場制度において、一定の基準を満たす事業者が整備を行った場合、船舶の検査を省略することが法令上可能となっているとともに、型式承認を受けた量産品を製造する認定事業場については自主検査により検定が省略されている。

したがって、船舶検査市場の動向も踏まえつつ、第三者検査制度についてその活用を推進するとともに、製造認定事業場及び整備認定事業場制度の一層の普及促進を図るなど、民間開放を推進する。（ 運輸イ ）

東京中小企業投資育成株式会社、大阪中小企業投資育成株式会社、名古屋中小企業投資育成株式会社【平成 18 年度中に措置】

中小企業投資育成株式会社は、「中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業に対する投資事業及びその投資先に対する経営又は技術の指導を行う事業を行うことを目的とする株式会社」として、中小企業投資育成株式会社法に基づく政策実施機関として位置付けられている。今後、投資先の審査基準の一層の明確化や、投資先選定過程の適切な開示を行うこと等により、業務の透明化を一層進め、より開かれた経営を促進する。（ 金融オ 31 ）

自動車安全運転センター【平成 18 年度中に検討・結論】

自動車安全運転センターは、運転経歴証明業務及び交通事故証明業務について制度的に独占して実施するとともに、安全運転研修業務を実施しているが、自動車メ

一カー等が独自に研修施設を設けて一般ドライバー等を対象に自動車の運転に関する研修を実施しており、必ずしも当該法人でなくともその他の主体において実施可能な業務が存在する。

したがって、これらの業務について民間との役割分担を明確化し、民間で自立的に実施可能な事業については民間に委譲するとともに、その他の事業についても、民間で実施できるものについては民間に委ねるべく、民間開放を推進し、安全運転研修業務のうち、一般ドライバー等に対するものについて、社会的ニーズや他の民間事業者における継続的実施の可能性を踏まえつつ、その廃止・縮小について検討するとともに、安全運転研修施設の管理等について一般競争入札を導入するなど、業務の合理化を図る。(運輸ア 39)

中央職業能力開発協会【平成 18 年度中に結論、以降速やかに措置】

中央職業能力開発協会は国からの補助金等により多くの事業を実施しているが、各種技能検定職種のうち、現在民間参入が行われている職種は非常に限定的であることから、更なる民間参入の促進を図る。

また、民間参入のない職種については、受検者等の社会的ニーズを踏まえ、技能検定職種として存続すべきかどうか検証し、見直しを行う。(雇用力)

中央労働災害防止協会【平成 18 年度中に結論、以降速やかに措置】

中央労働災害防止協会が国からの補助金等により実施している情報提供事業や研修・教育事業などの事業の中には、その他の主体において十分実施可能な業務が存在する。

したがって、これらの業務について民間との役割分担を明確化し、他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入等、民間開放を推進する。(雇用力)

(4) 公益法人 (指定法人等)

(財) 空港環境整備協会【平成 18 年度中に検討・結論】

空港環境整備協会は、国が管理する 26 空港のうち 22 空港において空港駐車場の運営を行い、国の対策だけでは拾いきれない地域住民への対策を行っている。22 空港において空港駐車場の運営を行うことについては、今後新たに供用する空港駐車場は公募制を導入し、複数の事業者から運営事業者を選定することにしている (平成 18 年 3 月に供用開始予定の新北九州空港の駐車場については P F I 方式により運営事業者を選定) が、既存の 22 空港についても、必要な環境対策や各空港の事情

を考慮しつつ、今後の運営の在り方について、民間開放の方向で検討する。(運輸ウ)

(財)21世紀職業財団【平成18年度中に結論、以降速やかに措置】

21世紀職業財団は、実施主体を全国に一に限り指定される指定法人であり、事業のほとんどについて国からの補助金により実施しているが、その事業の中には必ずしも指定法人でなくともその他の主体において十分実施可能な業務が存在する。

したがって、21世紀職業財団の業務全般について民間との役割分担を明確化し、他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入等、民間開放を推進する。(雇用力)

(財)介護労働安定センター【平成18年度中に結論、以降速やかに措置】

介護労働安定センターは、実施主体を全国に一に限り指定される指定法人であり、事業のほとんどについて国からの補助金により実施しているが、介護労働者能力開発事業（ハローワークから指定された対象者に対する訪問介護員養成研修2級育成講習の実施）等の中には、必ずしも指定法人でなくともその他の主体において十分実施可能な業務が存在する。

したがって、介護労働安定センターの業務全般について民間との役割分担を明確化し、他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入等、民間開放を推進する。(雇用力)

(社)発明協会【平成18年度中に措置】

発明協会は、全国47都道府県に支部を有し会員数も約一万人に及び全国的な組織であり、発明の奨励や工業所有権制度の普及のため、知的財産権の調査研究や相談等各種事業を実施しているが、事業の5割弱を国などから受託している。それら事業の中で他の民間主体でも実施可能なものについて、そのような主体にも委ねられるよう、競争的手法による契約の導入等、民間開放を推進する。(基準ア(イ))

(社)日本ボイラ協会

労働安全衛生法の認定制度では、ボイラー及び第一種圧力容器について、高圧ガス保安法のような自主検査が認められていない。

したがって、一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に検討する。

その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認める。【平成18年度中に検討・結論、引続き措置】(危険ウ

)

また、日本ボイラ協会以外の民間検査機関の参入の促進を図る。【平成 18 年度中に措置】(危険ウ)

(5) 地方公共団体の事務・事業

指定管理者の選定プロセス【平成 18 年度中に措置】

平成 15 年 9 月に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、指定管理者による公の施設の管理が可能となったところであるが、実際の運用では、指定管理者の選定は選定委員会に付託されており、選定プロセスの透明性が低い事例も見受けられる。

したがって、指定管理者の選定手続については、具体的な事例の把握など、選定等の実態把握を行い、その調査結果に基づき透明度の高い手続を行うよう、地方公共団体へ周知するとともに、必要な情報提供など選定プロセスの透明性を確保するための所要の措置を講ずる。(住宅ウ)

市区町村の窓口業務

< 「 1 市場化テストの速やかな本格的導入」に前掲 > (市場ア c)

公金の徴収・収納【平成 18 年度以降逐次措置】

公金の徴収及び収納については、地方自治法において、原則として私人に取扱わせることは禁止されているが、例外的に使用料、手数料、賃貸料、物品売払代金、貸付金の元利償還金については、私人への徴収及び収納事務の委託が可能となっている。

民間・地方公共団体等からのニーズがある場合には、原則すべての費目について私人に委託することができるものとし、所要の措置を講ずる。

また、個別法において、公金の徴収及び収納について取扱いが定められている事項についても、地方自治法上の取扱いに準拠し、幅広く私人に取扱いを認めるよう、民間開放を推進する。(金融才 32)

3 規制の見直し基準の策定等

1 規制の見直し基準の策定

(1) 見直し基準による見直しの推進【平成 17 年度以降逐次実施】

規制改革・民間開放推進会議及び各府省庁は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、以下の見直し基準に従い見直しを推進するものとする。このため、以下の見直し基準に基づき、必要な措置を講ずる。(基本ア)

《通知・通達等法令以外の規定に基づく規制に関する見直し基準》

意義

この基準は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、客観的かつ分野横断的に見直しを推進するために策定されるものである。したがって、当該基準に基づき見直しがなされた規制について無条件に是認するものではなく、廃止、緩和等の改革が必要と考えられる個々の規制については、従来どおり積極的に規制改革を推進していくべきものである。

見直しの対象

見直しの対象となる「通知・通達等」とは、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示(この基準において、「法規命令」という。)以外のもので、規制に関わるものをいう。なお、ここでいうところの「規制」とは、第 2 次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」(昭和 63 年 12 月 1 日)において示されている定義にしたがうものとする。

通知・通達等の私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類

通知・通達等は、私人に対する「外部効果」のあるものとして、(i) 行政手続法に定める審査基準・処分基準、(ii) 私人に対する「外部効果」があるもののうち、上述の審査基準・処分基準に該当しないものと、(iii) 私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に分類でき、それぞれについて見直しの基準を定めるものとする。

ここでいう「私人に対する外部効果を有する」とは、例えば、上級行政機関が、所管する法令の解釈を定めてそれを下級行政機関に「通達」のかたちで発出するケースにおいて、当該「通達」は下級行政機関を法的に拘束する一方、私人を直接法的に拘束する効力を有するものではないが、下級行政機関が当該「通達」に則って法令を解

積適用することにより、当該「通達」を踏まえた法律の運用に抵触した私人に対して下級行政機関が何らかの処分行為を行うことにより、結果として私人が不利益を被るといったような、私人に対する「外部効果」を有することを意味する。すなわち、行政機関が法令の解釈や運用の基準などを示すことによって、「法規命令」以外のかたちで私人の権利義務に関わる事項について定めるものである。

「審査基準・処分基準」として取り扱うべきものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、法令で定めるか、当該規定を廃止する等の見直しを行う。
- (イ) 審査基準・処分基準のかたちで定めることとするものについては、原則として所管府省名又は大臣名で制定・発出する（ただし、行政手続法における審査基準・処分基準の制定主体である「行政庁」に該当するものについては、当該「行政庁」名で制定・発出することを妨げない）。
- (ウ) 通知・通達等のうち、申請により求められた許認可を行うか否か、不利益処分を行うか否かの判断に影響を与えるものについては、行政手続法に規定する審査基準・処分基準として取り扱う。また、これらの制定・発出の際、当該通知・通達等の名称に「審査基準」「処分基準」という名称を使用する。
- (エ) 審査基準・処分基準として取り扱うものについては、行政手続法に定める意見公募手続を行うとともに、その内容を積極的に公表する。

「審査基準・処分基準以外の基準」に該当するものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、当該規定を廃止する等の見直しを行う。
- (イ) 私人の混乱を招かないよう、当該基準は制定・発出時点で行政が最適と考える法令解釈・運用等の標準であることを、通知・通達等に明記する等の措置を講ずる。
- (ウ) 審議会や検討会といった第三者機関による検討、意見公募（パブリック・コメント）等の手続を経るなど、基準の合理性、透明性が確保されているかどうかを確認し、確保されていない場合には、当該手続を実施する等の必要な措置を講ずる。

「私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等」の見直しの基準

ア 私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に該当すると考えられるものには、様々な形式のものがあるが、その典型例として、その性格に着目し、以下のとおり分類されるものがある。

(ア) 行政指導指針：同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

(イ) 技術的助言・勧告：地方公共団体の事務について、地方自治法第245条の4の定めに基づきなされる技術的な助言又は勧告

イ 地方自治法第245条の4に定める技術的な助言、勧告として制定・発出されているもののうち、全国一律で法的義務付けを行う方が私人にとって望ましいと考えられるものについては、法令で定めるよう、見直しを行う。

ウ 私人に対する外部効果を有しないことを明確にするため、行政指導指針に該当するものについては「行政指導指針」、技術的助言・勧告に該当するものについては「技術的助言・勧告」との表現を明記し、それが外部効果を有しないことを平易な言葉で説明するよう、見直しを行う。

複数の分類に該当する内容を含む通知・通達等については、原則として「審査基準・処分基準」に関する見直し基準を適用し、「審査基準・処分基準」を含まないものは原則として「審査基準・処分基準以外の基準」に関する見直し基準を適用するものとする。併せて、ひとつの通知・通達等の中の各要素が上記分類のいずれに該当するかについて、当該各要素の冒頭に明記するものとする。

(2) 見直し推進の体制【平成18年度以降逐次実施】

上述の見直し基準に基づく見直しを強力に推進するため、見直し基準の体制について、以下の指針に基づき、必要な措置を講ずる。(基本ア)

ア 各府省庁は、既に制定・発出されている規制にかかわる通知・通達等について、前述の見直し基準に定める分類にしたがい個々の通知・通達等の分類に着手し、平成18年中に分類を完了するものとする。

イ 上記の分類に基づき、各府省庁は、前述の見直し基準にしたがい以下の要領で

見直しを推進するものとする。

(ア) 各府省庁は、年度末までに、翌年度における見直しの対象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定する。

(イ) 各府省庁は、12月末日までに、見直しの対象として選定された通知・通達等の見直し結果を見直し推進機関に報告する。

(ウ) 見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省に対し再検討を要請する。見直し結果については毎年度末までに確定し、見直し推進機関により公表する。

ウ 各府省庁は、新たに通知・通達等を制定・発出しようとする場合、前述の見直し基準を勘案のうえ、制定・発出を行うものとする。

エ 平成18年度においては、規制改革・民間開放推進会議が見直し推進機関の機能を担うものとする。平成19年度以降の見直し推進機関の在り方等については、見直しの推進状況を踏まえつつ平成18年度中に検討し、決定する。

2 規制影響分析（RIA）の義務付け

各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。【平成18年度措置】

また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省は、これを促進するために必要な措置を講ずる。【平成18年度措置】(基本ア c)

3 基準認証・資格制度

(1) 商業・法人登記の行政書士への開放

司法書士の業務である商業登記・法人登記に係る登記申請書の作成及び登記手続きについては、行政書士も行うことができるようにすることについて強い要望が出されている。しかしながら、商業・法人登記を行政書士へ開放することが、各種業務分野における競争の活性化を通じたサービス内容の向上、価格の低廉化、国民生

活の利便向上等を図るとの方針に沿ったものであるかどうかについては、様々な意見があるところである。

利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うためには、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、法務省は、関係府省と連携して、このような実態やニーズについて調査し、制度見直しについて検討する。

【平成 18 年度検討】(資格)

(2) 建設業関連資格の規制緩和

建設業の許可要件のうち経営管理責任者の要件については、昨今の商法改正やそれらを踏まえた企業の経営形態が多様化している中で、これに的確に対応する必要がある。

よって、現行の企業の経営形態の実態について調査を行うなどにより把握するとともに、経営管理責任者の資格要件である経験年数について、一定の基準(この基準は、適用対象を不合理に制限するものであってはならない。)に合致する執行役員など経営に実質的に参画する役職を、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 7 条第 1 号イの「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とみなすこととする。

【平成 18 年度検討、結論】(資格)

(3) 法曹人口の拡大等

司法試験合格者数の拡大について、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備状況等を見定めながら、現在の目標(平成 22 年ころまでに 3,000 人程度)を可能な限り前倒しすることを検討するとともに、その後のあるべき法曹人口について、社会的要請等を十分に勘案して更なる増大について検討を行う。

その際、国民に対する適切な法曹サービスを確保する観点から、司法試験の在り方を検討するために必要と考えられる司法試験関連資料の適切な収集、管理に努めることとし、司法試験合格者の増加と法曹サービスの質との関係の把握に努める。【平成 18 年度以降逐次検討・実施】(法務ア c)

法曹となるべき資質・意欲を持つ者が入学し、厳格な成績評価及び修了認定が行われることを不可欠の前提とした上で、法科大学院では、その課程を修了した者のうち相当程度(例えば約 7 ~ 8 割)の者が新司法試験に合格できるよう努める。【平成 18 年度以降逐次検討・実施】(法務ア b)

法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修

了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により合否を判定する。また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について毎年不断の見直しを行う。以上により、予備試験を通じて法曹を目指す者が法科大学院修了者と比べて不利益に扱われないようにする。【平成 18 年度以降逐次検討・実施】(法務ア c)

(4) 検査・検定にかかわる独立行政法人、行政代行法人の見直し 「官業の民間開放の推進」に前掲